

浦幌町公式SNS運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浦幌町（以下「町」という。）の公式SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）のアカウント（以下「町公式SNS」という。）を運用するために必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 町公式SNSは、町の施策や魅力、取組、行事、緊急情報等を発信することにより利用者の情報収集の利便性を高め、町に対する理解を深めてもらうことを目的とする。

(管理者)

第3条 町公式SNSの適切な運用及び管理を行うため、管理者を置く。

2 管理者は、まちづくり政策課長をもって充てる。

(運営主体及びアカウント等)

第4条 町公式SNSの運営主体は町とし、アカウント等は次のとおりとする。

- | | | | |
|-----|-----------|---------|-----------------|
| (1) | LINE | アカウント名 | : 浦幌町 |
| | | アカウントID | : @urahoro-town |
| (2) | Facebook | ページ名 | : 北海道浦幌町 |
| | | ユーザーネーム | : @urahoro.town |
| (3) | Twitter | アカウント名 | : 北海道浦幌町 |
| | | ユーザー名 | : @urahoro_town |
| (4) | Instagram | アカウント名 | : 北海道浦幌町 |
| | | ユーザーネーム | : @town_urahoro |
| (5) | YouTube | チャンネル名 | : 北海道浦幌町 |

2 前項第1号から第4号以外に各課においてアカウント等を取得する場合は、本運用要綱に従うものとする。

3 前項の規定により取得したアカウント等の管理者は、所管課長をもって充てる。

(情報発信)

第5条 情報発信は、所管課等（以下「情報発信者」という。）の責任において行うものとする。

2 情報発信することができる内容は、次のとおりとする。

- (1) 町の施策、取組
- (2) 町内の観光情報及びイベント、行事等の告知
- (3) 災害、防災関連情報等の緊急情報
- (4) 町の魅力発信につながるもの
- (5) 交通及び防犯情報
- (6) 議会情報
- (7) 子育て、教育及び産業振興に関する情報
- (8) 福祉、医療に関する情報
- (9) 町のホームページ、広報誌等で情報提供したもの
- (10) 町内の施設や団体等を紹介するもの
- (11) 政府機関、地方公共団体、各団体の発信する関連情報を「シェア」、「フォロー」、

「リツイート」等するもの

- (12) 前各号に掲げるもののほか、町長が認めるもの
(コメント等への回答)

第6条 町公式SNSに寄せられたコメント等への回答は、原則として行わないものとする。
(情報発信の制限)

第7条 情報発信者は、町公式SNSを適正に運用するため、次の各号のいずれかに該当する情報を発信してはならない。

- (1) 特定の個人、団体等をひぼう中傷するもの
- (2) 他者の人権を侵害するおそれのあるもの
- (3) 虚偽や事実と異なるもの
- (4) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的としたもの
- (5) 町又は第三者の知的所有権を侵害するおそれのあるもの
- (6) 法令等に違反している内容又は違反するおそれのあるもの
- (7) 個人のプライバシーに関わるもの
- (8) 公序良俗に反するもの
- (9) 有害なプログラム
- (10) SNSの利用規約に反するもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、町公式SNSの運営に支障が生じるおそれのあるもの
(免責事項)

第8条 町公式SNSの運営にかかる免責事項については次のとおりとする。

- (1) 町公式SNSに関連して、利用者間又は利用者と第三者間でトラブルや紛争、損害が発生した場合であっても、一切責任を負わない。
- (2) 町は、利用者に投稿された町公式SNSに対する「リプライ」、「リツイート」、「コメント」等について一切の責任を負わない。
- (3) 「コメント」等の投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行った利用者本人に帰属し、投稿されたことをもって、利用者は町に対し、投稿コンテンツを全世界において非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、町に対して著作権等を行使しないことに同意したものとす。
- (4) 利用者より以下の各項に該当する「コメント」等の投稿があった場合、予告なく全部又は一部を非表示、削除、拒否を行う。
 - ア 法令等に違反する内容、又は違反するおそれのあるもの
 - イ 公序良俗に反するもの
 - ウ 犯罪行為を助長するもの
 - エ 特定の個人、企業、団体等をひぼう中傷し、名誉若しくは信用を傷つけるもの
 - オ 本人の承諾なく個人情報や特定・開示・漏えいする等のプライバシーを害するもの
 - カ 著作権、商標権、肖像権など町又は第三者の知的所有権を侵害するもの
 - キ 営利を目的としたもの

- ク 政治、宗教活動を目的としたもの
- ケ 虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や不評を助長するもの
- コ 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
- サ わいせつな表現などを含む不適切なもの
- シ 他の利用者、第三者になりすますもの
- ス 同一の利用者による繰り返しの投稿
- セ 有害なプログラム等
- ソ 第三者の削除依頼により、削除が適当であると判断したもの
- タ SNSの利用規約に反するもの
- チ 町公式SNSが発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- ツ その他、町が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

(著作権等の取扱い)

第9条 情報発信者は、著作権の保護に留意し、著作物その他をその著作権者の承諾なく取り扱ってはならない。

(個人情報等の取扱い)

第10条 情報発信者は、情報発信に際し、浦幌町個人情報保護条例（平成13年浦幌町条例第20号）その他の関係法令を遵守しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公表の日から施行する。

(浦幌町LINE公式アカウント運用要綱の廃止)

2 浦幌町LINE公式アカウント運用要綱（令和3年浦幌町訓令第2号）は、廃止する。